

○総務省告示第二百二十一号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年七月二十一日

総務大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>〔一・二 略〕</p> <p>三 使用する電波の周波数の空き状態の判定の機能を要しない端末設備又は自営電気通信設備（以下「端末設備等」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〇 略〕</p> <p>五 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局の無線設備を使用する端末設備等</p> <p>〔四・五 略〕</p>	改正前	<p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一〇 同上〕</p> <p>五 七〇〇MHz帯高度道路交通システムの基地局の無線設備を使用する端末設備等</p> <p>〔四・五 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。			